

レスベラトロール食品 品質規格基準 概要

名称の種類

○レスベラトロール含有食品



製品規格

■含有量

	レスベラトロール含有食品
ブドウ由来、 リンゴンベリー由来、 又はメリンジョ由来の レスベラトロール	各由来のレスベラトロール定量法により測定する時、 表示どおりであること。 ゼラチン等の被包材重量は、1粒中全重量の50 % 未満であること。

■安全・衛生基準

- イタドリ由来のレスベラトロール
エモジン確認試験法によりエモジンを検出しないこと。(検出限界5ppm)
- 残留農薬などの有害汚染物質
ヒ素(Asとして)…………… 2ppm以下
重金属(Pbとして)……… 20ppm以下
- 一般細菌数…………… 3×10^3 個/g以下
- 大腸菌群…………… 陰性
- 水分又は乾燥減量
粉末状、顆粒状、粒状、錠型、等の固形状の製品にあつては、8%以下であること。
- 残留溶媒…………… エタノール以外の溶媒を認めない。
- 崩壊性
形状が粒状、顆粒状、錠型、又はカプセル型の場合、
試験液に水又は日本薬局方第二液を用い60分以内に崩壊すること。

■1日摂取目安量

ブドウ由来の総レスベラトロール類、リンゴンベリー由来のレスベラトロール
又はメリンジョ由来の総レスベラトロール類として 2~100mg

レスベラトロールはさまざまな植物等に含まれているポリフェノールである。また、スチルベン骨格を有するのでスチルベン誘導体の一種でもある。メタノール、エタノール、アセトンなどの有機溶媒に可溶で水に難溶である。

ここでいうレスベラトールとは、ブドウ、リンゴンベリー、メリンジョなどに含まれるトランス - レスベラトロールおよびその二量体等の重合体、もしくはそれらの配糖体を含むスチルベノイドポリフェノールを総称している。